

を福岡市所在本社營業所に提出したのである。
十、安永 事
船員待遇改善に關する要項

- 1、船丸、船丸及長保丸の航行を協定する事
 - 2、定期外船航行を實施する事
 - 3、會社に若干の豫備員を常置し航路の状況に應じ適宜公販を文結する事
 - 4、原料金を各船共參照増額する事
 - 5、各船に對し燃料増額の事
 - 6、船長^手當業に^關船員臨時手當を支拂する事
 - 7、普通船員の共濟制度を労資協力の方法により制定する事
 - 8、増員の件
- 一、球丸、甲板部水夫一名を各船四ヶ月間臨時増員する事
司厨

- 部士官ホーイ一名
- 二、陸丸、甲板部水夫一名、機師部油差一名、司厨部士官ホーイ一名
 - 三、傳丸、甲板部水夫一名、機師部油差一名、火夫一名
 - 四、聯丸、甲板部見習を本員とすること、司厨部料理人一名
 - 五、長保丸、機師部一等機師士一名、火夫一名、司厨部料理人一名
 - 六、南丸、甲板部水夫一名、機師部見習一名、司厨部料理人一名
 - 七、壽丸、甲板部水夫一名、司厨部料理人一名

十一、経過

前項要永書を受けた會社側は同月二十九日及八月四日の二回に且り木下警市と會見して、會社の經濟状態を説明し極めて一少